

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成二十八年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

庄原農業協 同組合						登録検査 機関の 名称	
追加			農産物 検査を 行う農 産物の 種類			変更の 内容	
古家 英輝	大迫 貴史	岸 満彦	野津山 幹文	小林 年春	中市 孝義	氏名	
庄原市東城町加谷 六〇一番地一	庄原市総領町稲草 六九五番地	庄原市比和町三河 内一七九七番地一	府中市上下町上下 二九四三番地	庄原市総領町稲草 一二七二番地九	庄原市高野町新市 甲一五八四番地	住所	
大豆、そ ば			大豆、そ ば			農産物検 査を行う 農産物の 種類	
平成二八 年五月三 〇日			平成二八 年五月三 〇日			変更 年月 日	